

(2) 業務の是正についての措置

ア 是正レベルの認定

市は、事業者の運営・維持管理業務の実施内容が要求水準書等の未達成、または未達成のおそれがあると判断される事象が発生した場合、是正レベルの認定を行い、事業者に通知する。是正レベルの基準は次のとおりである。

レベル 1	施設を利用する上で支障となる事象
レベル 2(重大な事象)	施設を利用する上で <u>重大な</u> 支障となる事象

削除: 軽微な

レベル	事象の例
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設、設備の一部が使用できない。</li><li>・予約システムが 1 日中稼働しない。</li><li>・市の職員などへの対応不備</li><li>・業務報告書の不備</li><li>・関係者への連絡不備</li><li>・上記以外の要求水準書等の未達または事業契約の違反</li></ul>
レベル 2 (重大な事象)	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の全部が 1 日中使用できない。</li><li>・業務の放棄、怠慢</li><li>・要求水準書等を満たしていない状態(故意・不衛生状態等)の放置</li><li>・災害時などにおける防災設備などの未稼働</li><li>・善管注意義務を怠ったことによる重大な人身事故の発生</li><li>・市への連絡を故意に行わない(長期にわたる連絡不通等)</li><li>・業務計画書への虚偽記載、または事前の承認を得ない変更</li><li>・業務報告書への虚偽記載</li><li>・市からの指導・指示に合理的理由なく従わない。</li></ul>

イ 是正指導

事象がレベル 1 に該当する場合、市は、事業者に対して、係る業務の是正を行うよう是正指導を行う。事業者は、市から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について市と協議を行い、是正対策と是正期限などを市に提示し、市の承諾を得ること。

事象がレベル 2 に該当する場合、市は、事業者に対して是正勧告の措置を講じる。

ウ 是正の確認

市は、事業者からの是正完了の通知または是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。